

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百四十号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父郡長瀨町大字長瀨字上梁瀬一五 五〇番三地先から 同郡皆野町大字金崎字梁瀬二二番一 四地先まで （ただし、関係図面に表示する部分 に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年二月十三日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年十月 二十七日付け埼玉 県秩父県土整備事 務所長告示第二十 号で告示した道路 予定区域の一部供 用開始である。 延長八四・九三メ ートル</p>